

—安心して地域活動を行うために—

鈴鹿市

まちづくり活動補償制度

加入手続き
保険料
原則不要

鈴鹿市では、市民活動団体や地域で活動する方が安心して地域活動ができるように、地域活動中の「もしも」に備えて、発生した損害に対する賠償保険やお見舞金の制度を準備しています。「もしも」事故が発生した場合、すぐに地域協働課に連絡してください。

対象になる活動

(4つの要件をすべて満たす必要があります)

- ① 市内に活動拠点を置く
自主的に組織された団体等が行う活動
- ② 無報酬の活動
※交通費等の実費弁償程度は無報酬とみなします。
- ③ 公益性のある活動
- ④ 計画的または継続的に行われる活動



対象活動の例

青少年 育成活動

■非行防止活動 ■見守り活動 など

例)◇下校見守り活動中、転倒して怪我をした。

地域社会活動

■除草作業や清掃活動 ■防犯活動 ■お祭りの準備 など

例)◇自治会の清掃活動に向かう途中、自転車で転倒して怪我をした。
◇除草作業中、小石をはねて、停車中の第三者の車に傷をつけた。 など

社会福祉活動

■高齢者福祉活動 ■子育て支援活動 など

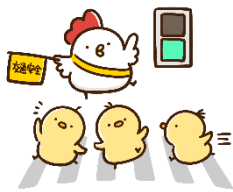
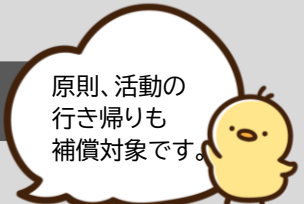
例)◇高齢者サロンの運営中、机に指を挟み怪我をした。

社会教育・生涯学習活動

■文化振興活動 ■スポーツ振興活動 など

例)◇地域づくり協議会主催のスポーツ大会で、競技中に足が滑り転倒して怪我をした。

※ 事故状況によっては、上記の活動であっても対象にならない場合があります。



対象外になる活動など	具体例
政治や宗教、営利を目的とした活動	神事が関係する祭
自分のための活動	個人の墓地の清掃活動、自宅前の溝掃除
懇親を目的とした活動	親睦のための旅行
単なるサービスの受け手	スポーツ大会の観覧者、祭へ遊びに来た人
自動車に起因する賠償責任事故	活動の帰りに自動車事故を起こし、第三者の車に傷をつけた。
国・県・市などから委託を受けた活動	道路・河川・公園等の清掃・草刈りなど

補償の種類と対象者

補償の種類		補償額	対象者
見舞金	傷害事故	死亡補償	200万円/1名
		後遺障害補償	障害の程度に応じた額
		入院補償	日額3千円/1名
		手術補償	手術の種類に応じた額
		通院補償	日額2千円/1名
弔慰金	疾病事故	特定疾病	50万円/1名
		一般疾病	
賠償補償※	賠償責任事故 (免責:5千円)	対人賠償	1億円/1名 3億円/1事故
		対物賠償	1千万円/1事故
		保管者賠償	500万円/1事故
	賠償責任事故 (免責:0円)	業務外個人 行為賠償	2億円/1事故

※賠償補償は、補償限度額。

※個人ボランティアは、事前登録が必要ですので、各担当部署へお問い合わせください。

個人ボランティアとは、市が行うまちづくり活動に類するものにおいて個人が報酬を得ないで参加するもの、または市の依頼を受けて個人が報酬を得ないでまちづくり活動に類するものを行う人をいいます。

(例)小学校での環境美化活動、図書館ボランティア など



もしも事故が起きてしまったら？

まずはご一報ください！

- ①市役所各課または地域協働課へ連絡してください。
- ②物損事故の場合、必ず写真を撮ってください。

事故発生日を含み14日以内に 事故報告書をご提出ください！

提出先：地域協働課
提出者：団体の代表者等
提出書類：報告書、添付書類等
(詳しくは市ウェブサイトをご確認ください)

保険会社から補償金(見舞金)
が振り込まれます。

補償制度が適用となった場合 補償金等請求書をご提出ください！

- ①通院が完了したとき
- ②事故から180日経過したとき
のどちらか早いときに請求書を提出してください。

無理のない活動計画のもと、事故防止に努めましょう

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

電話:059-382-8695

メール:chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp

制度の詳細は
市ウェブサイトをご確認ください。



問合せ